

改正

平成19年3月30日要綱第60号
平成20年3月31日要綱第52号
平成20年7月31日要綱第123号
平成20年11月28日要綱第148号
平成21年3月31日要綱第43号
平成21年6月10日要綱第116号
平成22年3月31日要綱第30号
平成23年3月31日要綱第59号
平成23年9月30日要綱第123号
平成24年3月30日要綱第58号
平成25年3月29日要綱第72号
平成26年3月31日要綱第61号
平成26年9月30日要綱第170号
平成26年12月26日要綱第189号
平成27年12月28日要綱第135号

調布市移動支援費支給事業実施要綱

第1 目的

この要綱は、障害者が社会生活上外出する必要がある場合で付添いをする者がいないときに行う当該障害者の移動のための支援（以下「移動支援」という。）に要した費用（食事の提供及び移動に必要な実費等を除く。以下「移動支援費」という。）を支給することにより、障害者の社会参加の促進を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2 支給対象者

移動支援費の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者（第2号から第7号までに掲げる者にあつては医療機関に入院している者を除き、18歳未満にあつてはその保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。）とする。）であつて、市内に住所を有する学齢以上のもの（他の市区町村から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第22条第8項に規定す

る障害福祉サービス受給者証（以下「法に定める受給者証」という。）の交付を受けているものを除く。）又は市長から法に定める受給者証の交付を受けて法第5条第10項に規定する施設入所支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助に係るサービスを受けているもの（当該サービスの提供時間を除く。）であって、単独で外出することが困難で、かつ、移動に支援を必要とするものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「身障法」という。）第4条に規定する身体障害者のうち視覚障害に係るもの
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する知的障害のある児童と診断を受けた者（東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）に基づく愛の手帳の交付を受けている者及び療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者を含む。）
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、精神障害を支給事由とする公的年金の給付を受けている者又は法第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証の交付を受けている者
- (4) 高次脳機能障害の診断を受けた者であって、失認、健忘、見当識障害等の状況があり医師から認知機能が著しく低下しているため移動支援が必要であると認められたもの
- (5) 身障法第4条に規定する身体障害者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号肢体不自由の項に掲げる障害の程度が次のいずれかに該当するものであって、法第5条第3項に規定する重度訪問介護（以下「重度訪問介護」という。）又は同条第9項に規定する重度障害者等包括支援に係る障害福祉サービスを受給していないもの
 - ア 両上肢及び両下肢に係る障害の程度のいずれもが1級又は2級であること。
 - イ 体幹に係る障害の程度が1級又は2級であること。
 - ウ 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害における両上肢機能及び移動機能に係る障害の程度のいずれもが1級又は2級であること。
- (6) 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者であって、医師から移動支援が必要であると認められたもの
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に規定する疾病（以下「難病」という。）による障害がある者

第3 移動支援の内容等

移動支援の内容は、次の各号に掲げる目的で外出するときの付添いとする。ただし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通学、通所、通園等に係る継続的又は長期にわたる外出、第2第1号に掲げる者が医療機関に入院している場合における外出及びその他市長が付添者の派遣は適当でないと認めた場合は、移動支援費を支給しない。

- (1) 公的機関、金融機関等社会生活上必要な施設を利用するための外出するとき。
- (2) 余暇活動及び社会参加促進のための外出するとき。

2 前項の規定にかかわらず、法第5条第2項に規定する居宅介護（以下「居宅介護」という。）、同条第4項に規定する同行援護（以下「同行援護」という。）若しくは同条第5項に規定する行動援護（以下「行動援護」という。）又は介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき移動支援と同種のサービスが利用できる場合は、法及び介護保険法によるサービスを優先する。

第4 支給の手続

移動支援費の支給を受けようとする者は、移動支援費・日中一時支援費支給申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請（第6第1項の規定による申請及び届出を含む。）は、調布市障害者相談支援事業実施要綱（平成14年調布市要綱第33号）に基づく事業の委託を受けた事業者が代行して行うことができる。
- 3 市長は、前2項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、移動支援費の支給の可否を決定する。
- 4 市長は、前項の規定により支給すると決定（以下「支給決定」という。）したときは、市長が別に定める支給基準に基づき算定した月を単位として支給する移動支援の利用時間数の上限（以下「支給量」という。）を定め、地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援）受給者証兼支給決定通知書（第2号様式。以下「受給者証」という。）により、当該移動支援費の申請をした者（以下「申請者」という。）にこの旨を通知するとともに、受給者証を交付するものとする。
- 5 市長は、第3項の規定により支給をしないと決定したときは、この旨を移動支援費・日中一時支援費不支給通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

第5 受給者証の有効期間

受給者証の有効期間は、3年とする。ただし、市長が必要があると認めたときは、3年以内の期間で有効期間を定めることができる。

- 2 受給者証の交付を受けた者は、有効期間の満了後も引き続き交付を希望するときは、有効期間

が満了する日までに第4第1項に規定する申請を行わなければならない。

第6 登録事項の変更

支給決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、住所その他の登録した事項の変更を希望するとき又は変更があったときは、移動支援費・日中一時支援費支給決定事項変更申請（届出）書（第4号様式）により、市長に申請し、又は届け出なければならない。

2 前項の規定による申請又は届出の区分については、現に受けている支給量又は支給決定に係る事項についての変更にあつては申請と、住所等の軽易な事項の変更にあつては届出とする。

3 前2項の規定による申請については、第4第3項から第5項までの規定を準用する。

第7 支給決定の取消し

市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給決定を取り消すものとする。

この場合において、第3号に該当する取消しを行ったときは、移動支援費の返還を命ずるものとする。

(1) 移動支援を受ける必要がなくなったとき。

(2) 転出したとき（転出後も引き続き市長から法に定める受給者証の交付を受けることとなる場合を除く。）。

(3) 偽りその他不正な手段により移動支援費の支給を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定の取消しを行ったときは、受給者証の返還を求めるものとする。

第8 移動支援費の支給等

移動支援を希望する支給決定者は、第10第1項に規定する登録事業者に受給者証を提示し、当該登録事業者との間で移動支援の利用についての契約を締結したうえで、利用するものとする。

2 市長は、支給決定者が前項の規定により契約を締結した登録事業者（以下「契約事業者」という。）の移動支援を利用したときは、当該支給決定者に対し、支給量の範囲内で移動支援費を支給する。

3 契約事業者の移動支援を利用した支給決定者（以下「移動支援利用者」という。）に対し、市長が支給する移動支援費は月を単位として支払うものとし、その支給額は、別表第1に定める基準により算定した1回当たりの移動支援の費用の額（算定した額が、当該移動支援に要した費用の額を上回る場合は、当該移動支援に要した費用の額とする。）の1月の合計額に、別表第2に定める移動支援利用者が属する世帯の課税状況等（以下「世帯の課税状況等」という。）の割合

を乗じて得た額とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、第8項に規定する場合における移動支援利用者への移動支援費の支給額は、第3項に規定する1回当たりの移動支援の費用の額の1月の合計額から別表第3に定める額を控除して得た額とする。
- 5 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 6 第3項に規定する別表第2に定める割合は、当該支給決定の有効期間において、毎年8月に当該年度の世帯の課税状況等に応じて変更するものとする。
- 7 移動支援利用者は、第3項に規定する1回当たりの移動支援の費用の額の1月の合計額から同項の規定により算定した1月当たりの支給額を控除して得た額（以下「移動支援利用者負担額」という。）を契約事業者に支払うものとする。
- 8 移動支援利用者負担額が別表第3に定める額を超える場合の移動支援利用者が契約事業者に支払う額は、前項の規定にかかわらず、別表第3に定める額とする。
- 9 市長は、移動支援利用者が契約事業者に支払うべき移動支援利用者負担額について、移動支援費として当該移動支援利用者へ支給すべき額の範囲内において、当該移動支援利用者からの支払についての委任を受けて当該契約事業者へ支払うことができる。
- 10 市長は、前項の規定により移動支援利用者からの委任を受けて移動支援費を支払うときは、契約事業者から次の各号に掲げる書類を提出させるものとする。
 - (1) 移動支援費請求書
 - (2) 移動支援費明細書
 - (3) 移動支援費サービス提供実績記録票
- 11 市長は、契約事業者から前項に規定する書類の提出があったときは、内容を審査のうえ、支払うことが適当と認めるときは、当該契約事業者に対し支払うものとする。
- 12 前項の規定による支払がされたときは、市長から第2項に規定する支給決定者に対し、移動支援費の支給がなされたものとみなす。

第9 移動支援事業者の登録

移動支援事業者としての登録を希望する者（以下「登録希望者」という。）は、移動支援事業者登録申請書（第5号様式）に必要な書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- 2 移動支援事業者の登録ができる者は、第11に規定するガイドヘルパー（移動支援に従事する者をいう。以下同じ。）の基準を満たす者を雇用し、以下の各号に掲げるいずれかに該当する者で、市長が適当と認める者とする。

- (1) 居宅介護，重度訪問介護，同行援護又は行動援護（以下「居宅介護等」という。）のいずれか一つ以上を実施する法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者」という。）
 - (2) 居宅介護等を行う法第30条第1項第2号イに規定する基準該当事業所（以下「基準該当事業所」という。）を運営する者
 - (3) 平成18年9月30日時点において，調布市中軽度知的障害者ガイドヘルパー派遣事業を調布市から受託していた者
- 3 市長は，第1項の規定による申請を受けたときは，その内容を審査のうえ，登録の可否を決定し，その結果を移動支援事業者登録（不登録）決定通知書（第6号様式）により，当該申請をした者に通知するものとする。

第10 登録の有効期間

- 第9第3項の規定による移動支援事業者としての登録の決定を受けた者（以下「登録事業者」という。）の登録の有効期間は，登録の日から指定障害福祉サービス事業者としての指定期間又は基準該当事業所としての登録期間の満了日までとする。ただし，第9第2項第3号の規定による登録事業者は，6年（登録の日が月の途中である場合は，6年以内で最も後の月の末日まで）とする。2 前項の規定にかかわらず，登録事業者が，指定障害福祉サービス事業者としての指定若しくは基準該当事業所としての登録を取り消され，又は居宅介護等の事業を廃止若しくは休止したときは，当該取消し又は廃止若しくは休止した日をもって登録の効力を失うものとする。
- 3 登録事業者は，登録期間満了後も引き続き登録を希望するときは，登録期間が満了する日までに第9第1項に規定する申請を行わなければならない。

第11 ガイドヘルパーの基準

ガイドヘルパーは，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める要件を備えていなければならない。

- (1) 第2第1号に掲げる者を対象とする場合 次に掲げる要件のいずれかを備えている者
 - ア 同行援護に従事できる者
 - イ 都道府県知事が定める視覚障害者移動支援従業者養成研修課程を修了した者
- (2) 第2第2号に掲げる者を対象とする場合 次に掲げる要件のいずれかを備えている者
 - ア 居宅介護に従事できる者
 - イ 行動援護に従事できる者ウ 都道府県知事が定める知的障害者移動支援従業者養成研修課程を修了した者

ウ 都道府県知事が定める知的障害者移動支援従業者養成研修課程を修了した者

(3) 第2第3号、第4号及び第6号に掲げる者を対象とする場合 次に掲げる要件のいずれかを備えている者

ア 居宅介護に従事できる者

イ 行動援護に従事できる者

(4) 第2第5号に掲げる者を対象とする場合 次に掲げる要件のいずれかを備えている者

ア 重度訪問介護に従事できる者

イ 都道府県知事が定める全身性障害者移動支援従業者養成研修課程を修了した者

(5) 第2第7号に掲げる者を対象とする場合 次に掲げる要件のいずれかを備えている者

ア 居宅介護に従事できる者

イ 重度訪問介護に従事できる者

第12 登録の辞退

登録事業者は、登録を辞退しようとするときは、1月前までに市長に対し、その旨を書面により申し出なければならない。

第13 報告等

市長は、必要があると認めるときは、職員をして登録事業者若しくは登録事業者であった者又は登録事業者の事業所（以下「事業所」という。）のガイドヘルパーである者若しくは事業所のガイドヘルパーであった者に対し、次の各号に掲げる事項を調査等することができる。

(1) 運営状況等の報告を求めること。

(2) 帳簿書類その他の物件の提出又は提示を命じること。

(3) 関係者に対して質問をすること。

(4) 事業所に立入調査をすること。

(5) 設備又は帳簿書類その他の物件について検査すること。

第14 勧告

市長は、登録事業者が、第9第2項に定める要件を満たしておらず、又は適正な移動支援の運営をしていないと認めるときは、当該登録事業者に対し、期限を定めて市長が別に定める基準を遵守すべきことを勧告することができる。

第15 登録の取消等

市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。この場合において、第2号に該当する取消しを行ったときは、移動支援費の返還を命ず

るものとする。

- (1) 第13に規定する調査等に応じず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 第14に規定する勧告に従わないとき。
- (3) 移動支援費の請求について不正があったとき。
- (4) 不正の手段により登録事業者としての登録をしたとき。

第16 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月7日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則（平成19年3月30日要綱第60号）

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の調布市移動支援費支給事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行った移動支援に係るものについて適用し、同日前に行った移動支援に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日要綱第52号抄）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 3 第3の規定による改正後の調布市移動支援費支給事業実施要綱（中略）の規定は、施行日以後の申請に係るものについて適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。
- 4 （前略）第3の規定による改正前の調布市移動支援費支給事業実施要綱の様式（中略）は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成20年7月31日要綱第123号）

- 1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の調布市移動支援費支給事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う移動支援に係るものについて適用し、同日前に行った移動支援に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成20年11月28日要綱第148号）

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日要綱第43号）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の調布市移動支援費支給事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う移動支援に係るものについて適用し、同日前に行った移動支援に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成21年6月10日要綱第116号）

- 1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の調布市移動支援費支給事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う移動支援について適用し、同日前に行った移動支援については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月31日要綱第30号）

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の調布市移動支援費支給事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う移動支援について適用し、同日前に行った移動支援については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月31日要綱第59号）

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の調布市移動支援費支給事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う移動支援について適用し、同日前に行った移動支援については、なお従前の例による。

附 則（平成23年9月30日要綱第123号）

- 1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の調布市移動支援費支給事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う移動支援について適用し、同日前に行った移動支援については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月30日要綱第58号抄）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日要綱第72号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の調布市移動支援費支給事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う移動支援について適用し、同日前に行った移動支援については、なお従前の例による。
- 3 この要綱による改正前の調布市移動支援費支給事業実施要綱の様式は、その残品の存する間、

所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成26年 3 月31日要綱第61号抄）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（調布市移動支援費支給事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第 1 の規定による改正前の調布市移動支援費支給事業実施要綱の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成26年 9 月30日要綱第170号抄）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年10月 1 日から施行する。

（調布市移動支援費支給事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置）

- 8 第17の規定による改正前の調布市移動支援費支給事業実施要綱の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成26年12月26日要綱第189号抄）

- 1 この要綱は、平成27年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年12月28日要綱第135号抄）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

（調布市移動支援費支給事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置）

- 7 第 6 の規定による改正前の調布市移動支援費支給事業実施要綱の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成28年 2 月29日要綱第20号抄）

（施行期日）

- 1 この改正は、平成28年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の調布市移動支援費支給事業実施要綱の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成28年 3 月15日要綱第31号）

（施行期日）

- 1 この改正は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の調布市移動支援費支給事業実施要綱の規定は、改正の施行の日以後に行う移動支援について適用し、同日前に行った移動支援については、なお従前の例による。
- 改正前の調布市移動支援費支給事業実施要綱の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1 (第8関係)

移動支援の時間	身体介護を要しない支援	身体介護を要する支援
30分以内	1,100円	2,100円
30分を超え1時間以内	2,100円	3,800円
1時間を超え1時間30分以内	3,200円	5,400円
1時間30分を超える	3,200円に、移動支援の時間が1時間30分を超える部分について30分を超えるごとに800円を加算した額	5,400円に、移動支援の時間が1時間30分を超える部分について30分を超えるごとに800円を加算した額

別表第2 (第8関係)

移動支援利用者の属する世帯の課税状況等	割合
生活保護世帯等	100/100
区市町村民税非課税世帯	100/100
区市町村民税均等割のみの課税世帯	97/100
区市町村民税所得割課税世帯	90/100

備考

- この表における移動支援利用者が属する世帯に係る移動支援費の支給額の算定については、移動支援利用者が18歳以上の場合にあつては当該移動支援利用者及びその配偶者を世帯員とする世帯とみなして当該移動支援利用者に係る支給額を算定するものとし、移動支援利用者が18歳未満の場合にあつては当該移動支援利用者の保護者の属する住民基本台帳上の世帯として当該移動支援利用者に係る支給額を算定する。
- この表における「移動支援利用者の属する世帯の課税状況等」の適用については、第4第

1 項の規定による申請のあった日又は第 6 第 1 項の規定により支給決定に係る事項の変更の申請があった日（以下「申請日等」という。）の属する年度（当該申請日等の属する月が 4 月から 6 月までの間にあっては、その前年度）の課税状況等によるものとする。

3 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 生活保護世帯等 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者の属する世帯をいう。

(2) 区市町村民税 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく市町村民税（同法に基づく特別区民税を含む。）をいう。

(3) 均等割 地方税法第292条第1項第1号に掲げる均等割をいう。

(4) 所得割 地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割をいう。

別表第 3（第 8 関係）

移動支援利用者の属する世帯の課税状況等	上限額
生活保護世帯等	0 円
区市町村民税非課税世帯	0 円
区市町村民税均等割のみの課税世帯	37,200円
区市町村民税所得割課税世帯	37,200円

備考

1 この表における「移動支援利用者の属する世帯の課税状況等」の適用については、別表第 2 備考第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

2 この表における用語の意義は、別表第 2 備考第 3 項の規定の例による。

第 1 号様式（第 4 関係）

第 2 号様式（第 4 関係）

第 3 号様式（第 4 関係）

第 4 号様式（第 6 関係）

第 5 号様式（第 9 関係）

第 6 号様式（第 9 関係）